○厚生労働省告示第二百九十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の六第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の六第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	届け出た者の氏名又は名称及び住所	取消年月日
ｔｒａｍｅｔｉｎｉｂ	ＢＲＡＦＶ６００遺伝子変異を有する悪性黒色腫	グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十七年四月二十二日
ｄａｂｒａｆｅｎｉｂ	ＢＲＡＦＶ６００遺伝子変異を有する悪性黒色腫	グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十七年四月二十二日
ＳＡＲ３０２５０３	骨髄線維症	サノフィ株式会社　東京都新宿区西新宿三丁目二十番二号	平成二十七年五月二十五日

○厚生労働省告示第三百号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年六月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
ｔｒａｍｅｔｉｎｉｂ	ＢＲＡＦＶ６００遺伝子変異を有する悪性黒色腫	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十七年四月二十二日
ｄａｂｒａｆｅｎｉｂ	ＢＲＡＦＶ６００遺伝子変異を有する悪性黒色腫	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十七年四月二十二日
ｍｅｔｉｒｏｓｉｎ	褐色細胞腫におけるカテコールアミン分泌過剰状態の改善並びにそれに伴う諸症状の改善	小野薬品工業株式会社　大阪市中央区道修町二丁目一番五号	平成二十七年五月二十五日
リツキシマブ（遺伝子組換え）	下記のＡＢＯ血液型不適合移植における抗体関連型拒絶反応の抑制 腎移植、肝移植	全薬工業株式会社　東京都文京区大塚五丁目六番十五号	平成二十七年五月二十五日

○農林水産省告示第千五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋字堤ヶ谷二九一三の一、二九一三の三、二九八〇の一、二九八〇の二、二九八〇の三・二九八〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区西風山二六の二・二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の一、二六の四、二六の五、二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市吾平町麓字杖立原五七一九の三六から五七一九の三八まで、輝北町下百引字絹田三八七二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町假宿字羽子田堀一六〇の二（次の図に示す部分に限る。）、一六一の三、一六二、持留字瀧ノ上四四四、字宮ノ迫七五〇の一、七八五の二、七八六、八〇四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市吾平町麓字杖立原五七一九の三六から五七一九の三八まで、輝北町下百引字絹田三八七二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町假宿字羽子田堀一六〇の二（次の図に示す部分に限る。）、一六一の三、一六二、持留字瀧ノ上四四四、字宮ノ迫七五〇の一、七八五の二、七八六、八〇四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区西風山二六の二・二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の一、二六の四、二六の五、二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市吾平町麓字杖立原五七一九の三六から五七一九の三八まで、輝北町下百引字絹田三八七二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区西風山二六の二・二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の一、二六の四、二六の五、二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）